

各位

株式会社 東北銀行

相続手続共通化の取扱金融機関追加について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上尚登）は、2021年10月1日より、株式会社岩手銀行（取締役頭取 田口幸雄）、株式会社北日本銀行（取締役頭取 石塚恭路）と岩手県内地銀3行で相続手続における事務の共通化を開始しておりますが、今般、お客さまの利便性向上を図るため、盛岡信用金庫（理事長 浅沼晃）、宮古信用金庫（理事長 齋藤浩司）、一関信用金庫（理事長 菅原一由）、北上信用金庫（理事長 木村幸男）、花巻信用金庫（理事長 漆沢俊明）、水沢信用金庫（理事長 及川和男）の岩手県内6信用金庫を加えることといたしましたので、お知らせします。

当行は、今後ともサービス向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共通化の目的

金融機関における相続手続は、煩雑であるうえ、金融機関ごとに提出する書類や書式に違いがあるため、お客さまのご負担が課題となっていました。

こうしたお手続きのご負担を軽減し利便性の向上を図るため、岩手県に本店を置く地方銀行3行（東北・岩手・北日本銀行）と、岩手県内6信用金庫（盛岡・宮古・一関・北上・花巻・水沢信用金庫）の相続手続を共通化します。

2. 共通化の概要

(1) お客さまにご記入いただく書式の共通化

(2) お客さまからお預かりする書類の共通化

（注）一部の手続については、各行のお取扱いが相違するものもございます。

また、本件は9つの金融機関が共同して相続手続を行うものではありません。

3. 取扱開始日

2022年6月1日（水）

以上

【本件に関するお問い合わせ】

事務統括部（担当：坂下）

電話番号：019-654-1311

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>